

## 第4 地 方 交 付 税 関 係

# 平成 23 年度普通交付税（市町村分）について

## 1 当初算定

### （1）本県市町村分の算定結果

軽井沢町を除く 76 市町村に 2,441 億 426 万 1 千円が交付された。これは前年度（当初）に比べ 59 億 7,377 万 6 千円（2.5%、全国市町村分は 4.0%）の増となった。臨時財政対策債発行可能額（交付団体ベース）を加えた額は 2,891 億 6,643 万 5 千円で、前年度（当初）に比べ 44 億 370 万 2 千円（1.5%、全国市町村分は 1.2%）の減となった。

### （2）主な算定方法の改正点

- ① 地域の雇用情勢等に応じた雇用機会の創出や、地域資源を活用した経済の活性化を図るとともに、高齢者の生活支援など、住民ニーズに適切に対応した行政サービスを展開できるよう、「雇用対策・地域資源活用推進費」が創設された。
- ② 新規に「子育て支援サービス充実推進事業」、「住民生活に光をそそぐ事業」、「地球温暖化対策暫定事業」が単位費用へ算入され、各種活性化推進事業の単位費用が増額された。
- ③ 平成 22 年国勢調査人口（速報値）の公表に伴い、測定単位として用いる「人口」が更新された。また、これにより人口が急減した市町村においても、必要な行政サービスを滞りなく行えるよう、人口急減補正が適用された。
- ④ 東日本大震災に伴い「特定被災地方公共団体」に指定された団体に対して、小・中学校費や法人関係税等の算定において特例的な措置が講じられた。

### （3）臨時財政対策債発行可能額

地方財政計画における「臨時財政対策債」の大幅縮減（△1.5 兆円）に伴い、基準財政需要額からの振替額が減額された。また、財政力の弱い地方団体に配慮し、財源調整機能を強化する観点から、平成 22 年度に導入された「財源不足額基礎方式」が拡大された。

なお、県内市町村分の発行可能額（交付団体ベース）は 450 億 6,217 万 4 千円で、前年度に比べ 103 億 7,747 万 8 千円（18.7%）の減となった。

### （4）地方特例交付金

子ども手当の支給に伴う地方負担の増加（9 月分まで）に対応するため、また、住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う個人住民税の減収及び自動車取得税の減税に伴う自動車取得税交付金の減収の一部を補填するため、それぞれ所要額が交付された。

## 2 再算定

「平成 23 年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」に基づく 10 月以降分の子ども手当の支給に伴い、増加する地方負担に対応するため、児童手当及び子ども手当特例交付金の交付額が増額決定された。併せて、これに伴う普通交付税における基準財政需要額（社会福祉費）及び基準財政収入額（地方特例交付金）の増額分について再算定が行われた。

### （1）本縣市町村分の算定結果

軽井沢町を除く 76 市町村に 98 万 7 千円が追加交付された。これにより、平成 23 年度の普通交付税額は 2,441 億 524 万 8 千円となり、前年度（当初）に比べ 59 億 7,476 万 3 千円（2.5%、全国市町村分は 4.0%）の増となった。臨時財政対策債発行可能額（交付団体ベース）を加えた額は 2,891 億 6,742 万 2 千円で、前年度（当初）に比べ 44 億 271 万 5 千円（1.5%）の減となった。

### （2）地方特例交付金

子ども手当の支給に伴う地方負担の増加（10 月以降分）に対応するため、4 億 6,739 万 2 千円が追加交付された。

※各表の数値は、特に記載のない限り、再算定のものである。